

2020

10

NO.232

「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

発行：一般社団法人
江戸川北青色申告会
〒132-0025
江戸川区松江 2-23-13
TEL03 (3656) 0621
FAX03 (3656) 1104

仮決算相談にお越しください

10月1日(木)より仮決算相談が始まります。この期間に相談されることで決算サポートをスムーズに終わらせることができます。また、決算サポートの優先予約も受け付けますので是非お越しください。

※優先受付の際には、皆さまのスマートフォンに「青色アプリ」の設定をさせていただきます。

※**新規に会計ソフトを始めたい方は、必ず11月30日(月)までにご来局ください。**
また、習得まで5回以上の来局が必須となります。

※**会館移転準備のため、年明けの相談予約枠が大変少なくなっております。必ず年内の仮決算相談にお越しください。**



仮決算相談の主な内容

- ・令和2年分の帳簿確認、集計表の作成、会計ソフトの入力確認
- ・減価償却資産の新規登録、除却、売却の処理
- ・扶養家族の登録変更や所得控除に関する確認
- ・マイナンバーカードに関する相談・確認



【ツカエル青色申告以外の会計ソフトをご利用の方】

令和2年分(次回)の決算サポートより**会計ソフト指導料6,600円(税込)**を頂戴いたします。何卒ご了承ください。

※ご自身で貸借対照表を一致させ、印刷の上持参される場合は指導料はいただきません。

令和2年分の所得税確定申告から 65万円の青色申告特別控除 の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

個人の方の所得税について

- ①青色申告特別控除額が変わります。(現行 65万円⇒改正後 55万円)
 - ②基礎控除額が変わります。(現行 38万円⇒改正後 48万円)
 - ③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて**e-Taxによる申告(電子申告)**又は**電子帳簿保存**を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)が受けられます。
- ※ 以上の改正は、**令和2年分以後の所得税**について適用されます。

江戸川北青色申告会は、
e-Taxによる申告(電子申告)として
**東京税理士会江戸川北支部による
代理送信**
をサポートしています。

※代理送信を行うには、**必ず2月27日(土)までに決算サポートを完了してください。**

マイナンバーカードを取得していますか？

同カードで決算サポートに必要な情報を確認することができます。
申請から交付までに**1~2ヶ月のお時間を要します**ので、お早めに申請をお済ませください。



マイナポイントも
予約出来てお得!!



【会館移転のための諸注意】決算前相談について

◆会館移転準備に伴い、12月21日(月)～1月6日(水)は事務局休館となります。

◆年内のご相談は従来通り松江事務局へ、1月7日(木)からは新会館(江戸川区中央1-2-16)へお越しください。

●予約制です。お電話にて承ります。

●決算サポート(お一人様一回のみ・45分間・職員の指名は行えません)を時間内に終了するため、必ず仮決算相談にお越しください。

●年末調整相談について

▶12月14日(月)～18日(金)及び1月7日(木)と8日(金)のご相談は年末調整のみ承ります。

▶相談時間は一回30分間となります。

▶7月～12月の源泉所得税の納付期限は1月20日(水)までとなります。

※決算サポートと年末調整相談は同時に行えません。

●仮決算相談について

▶年内は12月11日(金)までとなります。

▶年明けは1月12日(火)から承ります。

2020年 12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

👉
カレンダー凡例

- ・緑ラインの日…仮決算相談日
- ・赤ラインの日…年末調整相談のみ(1回30分間)
- ・オレンジの日…臨時休館日(冬期休館含む)
- ・紫の日…決算サポート日

2021年 1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

入会希望者をご紹介ください!

勸奨月間【10月1日(木)～12月31日(木)】

新規開業された方、申告会をご存じない方に当会をご紹介ください。上記期間に紹介された方がご入会された場合、入会者にはお役立ちグッズ※を、紹介者には記念品※を進呈します。

※グッズ、記念品ともに入会者が正会員の場合に限ります。
※紹介者の会員種別は問いません。



▲入会者お役立ちグッズ

非会員無料記帳相談開催

10月1日(木)
～11月30日(月)

★申告会をご存じない方に是非PRください。

目標を明確に!

決算説明会開催

当会に新規でご入会いただいた方向けに毎年開催しています。

※今年度は感染症対策のため、個別説明となります。お電話(☎03-3656-0621)でご予約ください。

◎日時 10月19日(月)～11月30日(月) ※お時間はご予約の際にお選びください。

◎場所 当会事務局

◎内容 決算整理や経費の家事用区分、決算時の持ち物などをご説明します。

無料相談会のお知らせ

※お電話でご予約ください!

TEL 03-3656-0621

税理士無料相談会

10月 7日 (水)

11月 4日 (水)

12月 2日 (水)

※相談時間は1時間毎となります。

司法書士無料相談会

10月 13日 (火)

11月 10日 (火)

12月 8日 (火)

※相談時間は30分毎となります。



年内のご相談は従来通り松江事務局にお越しください。

移転先…
東京都江戸川区中央1-2-16

江戸川北青色申告会 新会館
建設工事が進んでおります。
写真は8月28日(金)の会館
見字の様子です。

◆ 新会館

建設過程

◆



クラウド会計ソフト新発売

ツカエル 青色申告オンライン Windows / Mac 対応 Bizsoft

自動保存で あんしん!

会計データは 受渡し不要!

もしパソコンが壊れたら…

もし保存を忘れたら心配…

USBメモリに保存しなくちゃ…

持ち帰ったデータは自分で復元…

※ノートPCで動作確認済み。ただし必要もありません。

ツカエル 青色申告オンラインなら、あんしん。

すぐにツカエル!	いつでもアクセス	データ取込もOK
インストール不要、アップデート作業も常に最新!	クラウドだから、どこからでもアクセス可能!	従来のツカエルシリーズや、弥生会計データの取込も可能!

※ 弥生会計は弥生会社株式会社の登録商標です。

クラウドオンラインで利用できる会計ソフトその名も**ツカエル青色申告オンライン**。様々なクラウド会計ソフトが販売されていますが、青色申告会が自信をもっておすすめできるソフトで、操作方法もデスクトップ版と遜色無くご利用いただけます。今回、発売を記念いたしまして、現在ツカエル青色申告をご利用の方は**本年度分**に限り、利用料の変更がなくツカエルオンラインをご利用いただけるキャンペーンを行っております。是非この機会に事務局までお越しいただきご相談ください。また印刷サービスのお得な特典が付いたプランも同時にご用意しました。詳しくはパンフレットをご覧ください。

「生きる」を創る。

Aflac
アフラック

会員・準会員・専従者さまですと…

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

(一社) 江戸川北青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル ☎ 0120-777-596

江戸川都税事務所からのお知らせ

重要

**新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における
税制措置について（固定資産税・都市計画税）
軽減を受けるには2月1日までに申告が必要です**



(1) 固定資産税・都市計画税の軽減措置

「中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置」

【概要】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減します。

軽減措置の対象となる納税義務者

一定の収入の減少（※1）があった中小事業者等（※2）の事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

※2 以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人をいいます。

- (1) 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人（*）
- (2) 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- (3) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

* 次の法人は、資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

- ①同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ②2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

適用要件

令和3年2月1日（※）までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて都税事務所に申告した方に適用します。

※法令上の申告期限である令和3年1月31日は日曜日のため、その翌日の令和3年2月1日（月）が申告期限となります。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html

問合せ先

ご不明な点等ございましたら、江戸川都税事務所固定資産税班までお問合せください。
電話03-3654-2151

▶▶事務局カレンダー

10月7日	税理士無料相談会
10月9日	東部ブロック勸奨説明会
10月13日	司法書士無料相談会
10月30日	職員研修（事務局休館）
11月4日	税理士無料相談会
11月10日	司法書士無料相談会



きみの未来をサポート

〒113-0033
東京都文京区本郷1-2-15
TEL:03-3811-0636
FAX:03-3814-7985
【募集人員】

昭和第一高等学校

【同窓会江戸川支部(昭窓会)】

[普通科] 特進コース 男女: 40名
[普通科] 進学コース 男女: 240名